

高速自動車国道中央自動車道
西宮線等に関する協定の一部を変更する協定

高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙5を次のとおり改める。

(協定第 8 条第 1 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 6 号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込)

年度	貸付料				
	うち土地・家屋分	うち構築物等分			うち橋梁・トンネル等分
		うち盛土・切土・のり面構造物等分			
H 1 8	499,925百万円	69,628百万円	332,649百万円	107,706百万円	224,943百万円
H 1 9	509,334百万円	76,047百万円	363,317百万円	117,636百万円	245,681百万円
H 2 0	502,637百万円	75,478百万円	360,598百万円	116,755百万円	243,843百万円
H 2 1	510,667百万円	76,487百万円	365,420百万円	118,316百万円	247,104百万円
H 2 2	543,142百万円	81,634百万円	390,007百万円	126,277百万円	263,730百万円
H 2 3	552,723百万円	82,450百万円	393,907百万円	127,540百万円	266,367百万円
H 2 4	548,054百万円	81,620百万円	389,944百万円	126,257百万円	263,687百万円
H 2 5	554,472百万円	82,240百万円	392,903百万円	127,215百万円	265,688百万円
H 2 6	557,055百万円	82,313百万円	393,252百万円	127,328百万円	265,924百万円
H 2 7	565,472百万円	83,396百万円	398,428百万円	129,004百万円	269,424百万円
H 2 8	562,437百万円	82,674百万円	394,979百万円	127,887百万円	267,092百万円
H 2 9	562,797百万円	82,653百万円	394,879百万円	127,855百万円	267,024百万円
H 3 0	568,140百万円	83,275百万円	397,848百万円	128,816百万円	269,032百万円
H 3 1	578,818百万円	84,961百万円	405,906百万円	131,425百万円	274,481百万円
H 3 2	586,818百万円	86,057百万円	411,142百万円	133,120百万円	278,022百万円
H 3 3	585,984百万円	86,130百万円	411,490百万円	133,233百万円	278,257百万円
H 3 4	588,131百万円	86,331百万円	412,451百万円	133,544百万円	278,907百万円
H 3 5	589,946百万円	86,506百万円	413,287百万円	133,815百万円	279,472百万円
H 3 6	586,691百万円	85,871百万円	410,250百万円	132,832百万円	277,418百万円
H 3 7	584,817百万円	85,453百万円	408,252百万円	132,185百万円	276,067百万円
H 3 8	585,819百万円	85,545百万円	408,692百万円	132,327百万円	276,365百万円
H 3 9	588,542百万円	85,895百万円	410,368百万円	132,870百万円	277,498百万円
H 4 0	586,035百万円	85,424百万円	408,117百万円	132,141百万円	275,976百万円
H 4 1	585,587百万円	85,222百万円	407,153百万円	131,829百万円	275,324百万円
H 4 2	583,972百万円	84,870百万円	405,470百万円	131,284百万円	274,186百万円
H 4 3	583,288百万円	84,723百万円	404,767百万円	131,056百万円	273,711百万円
H 4 4	578,318百万円	83,833百万円	400,516百万円	129,680百万円	270,836百万円
H 4 5	575,984百万円	83,504百万円	398,941百万円	129,170百万円	269,771百万円
H 4 6	573,548百万円	83,059百万円	396,819百万円	128,483百万円	268,336百万円
H 4 7	572,718百万円	82,881百万円	395,964百万円	128,206百万円	267,758百万円
H 4 8	568,409百万円	82,147百万円	392,461百万円	127,072百万円	265,389百万円
H 4 9	565,051百万円	81,574百万円	389,724百万円	126,186百万円	263,538百万円
H 5 0	562,849百万円	81,222百万円	388,041百万円	125,641百万円	262,400百万円
H 5 1	562,215百万円	81,083百万円	387,375百万円	125,425百万円	261,950百万円
H 5 2	556,952百万円	80,250百万円	383,399百万円	124,138百万円	259,261百万円
H 5 3	555,113百万円	79,954百万円	381,983百万円	123,679百万円	258,304百万円
H 5 4	552,393百万円	79,511百万円	379,867百万円	122,994百万円	256,873百万円
H 5 5	551,725百万円	79,378百万円	379,231百万円	122,788百万円	256,443百万円
H 5 6	547,460百万円	78,751百万円	376,237百万円	121,819百万円	254,418百万円
H 5 7	544,007百万円	78,189百万円	373,551百万円	120,949百万円	252,602百万円
H 5 8	542,221百万円	77,916百万円	372,244百万円	120,526百万円	251,718百万円
H 5 9	542,824百万円	78,012百万円	372,704百万円	120,675百万円	252,029百万円
H 6 0	539,184百万円	77,444百万円	369,989百万円	119,796百万円	250,193百万円
H 6 1	536,939百万円	77,091百万円	368,303百万円	119,250百万円	249,053百万円
H 6 2	158,459百万円	19,657百万円	93,912百万円	30,407百万円	63,505百万円

(注)第二名神の「抜本的見直し区間」については、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めてその着工について判断することとし、それまでは着工しない。なお、当該区間を着工した場合に、45年以内の債務返済を確認するため、当該区間の貸付料を算出している。この場合、平成33年度以降貸付料が発生すると仮定している。

別紙 6 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	643,757百万円
H 1 9	652,624百万円
H 2 0	645,574百万円
H 2 1	657,616百万円
H 2 2	697,760百万円
H 2 3	710,244百万円
H 2 4	706,776百万円
H 2 5	712,957百万円
H 2 6	717,626百万円
H 2 7	725,701百万円
H 2 8	722,357百万円
H 2 9	723,690百万円
H 3 0	729,932百万円
H 3 1	742,910百万円
H 3 2	751,693百万円
H 3 3	752,756百万円
H 3 4	754,438百万円
H 3 5	755,988百万円
H 3 6	753,409百万円
H 3 7	752,894百万円
H 3 8	752,378百万円
H 3 9	753,923百万円
H 4 0	751,349百万円
H 4 1	750,834百万円
H 4 2	750,319百万円
H 4 3	749,587百万円
H 4 4	744,761百万円
H 4 5	741,983百万円
H 4 6	739,204百万円
H 4 7	738,442百万円
H 4 8	733,646百万円
H 4 9	730,868百万円
H 5 0	728,089百万円
H 5 1	727,296百万円
H 5 2	722,531百万円
H 5 3	719,982百万円
H 5 4	717,430百万円
H 5 5	716,837百万円
H 5 6	712,328百万円
H 5 7	709,778百万円
H 5 8	707,227百万円
H 5 9	706,605百万円
H 6 0	702,124百万円
H 6 1	699,573百万円
H 6 2	260,851百万円

(注) 第二名神の「抜本的見直し区間」については、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めてその着工について判断することとし、それまでは着工しない。なお、当該区間を着工した場合に、45年以内の債務返済を確認するため、当該区間の料金収入を算出している。この場合、平成33年度以降料金収入が発生すると仮定している。

別紙7中、1.(2) を次のとおり改める。

平日夜間割引

イ 割引をする自動車

八に定める期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）第3条に定める休日以外の日の午後10時から翌午前0時までの間に高速国道、京滋バイパス、広島岩国道路、安来道路、江津道路、高松東道路、湯浅御坊道路、今治小松道路又は京都縦貫自動車道を通行する全自動車（ただし、今治小松道路については、平成20年11月10日までは高速国道と連続して通行する場合に限る。京都縦貫自動車道については、平成20年11月11日以降に当該道路を通行する場合に限る。）のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金、京滋バイパスの通行料金、広島岩国道路の通行料金、安来道路の通行料金、江津道路の通行料金、高松東道路の通行料金、湯浅御坊道路の通行料金、今治小松道路の通行料金又は京都縦貫自動車道の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と京滋バイパス、広島岩国道路、江津道路、高松東道路、湯浅御坊道路又は今治小松道路を連続通行する場合は、高速国道の割引後の算出額、京滋バイパスの割引後の算出額、広島岩国道路の割引後の算出額、江津道路の割引後の算出額、高松東道路の割引後の算出額、湯浅御坊道路の割引後の算出額及び今治小松道路の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

ハ 適用する期間

平成20年10月14日から平成21年9月30日までとする。

別紙7中、1.(2) の次に次のとおり加える。

平日深夜割引

イ 割引をする自動車

八に定める期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）第3条に定める休日以外の日の午前0時から午前4時までの間に高速国道、京滋バイパス、広島岩国道路、安来道路、江津道路、高松東道路、湯浅御坊道路、今治小松道路又は京都縦貫自動車道を通行する全自動車（ただし、今治小松道路については、平成20年11月10日までは高速国道と連続して通行する場合に限る。京都縦貫自動車道については、平成20年11月11日以降に当該道路を通行する場合に限る。）のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自

動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ロ 割引率

割引率は５０パーセントとし、高速国道の通行料金、京滋バイパスの通行料金、広島岩国道路の通行料金、安来道路の通行料金、江津道路の通行料金、高松東道路の通行料金、湯浅御坊道路の通行料金、今治小松道路の通行料金又は京都縦貫自動車道の通行料金に適用する。

割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と京滋バイパス、広島岩国道路、江津道路、高松東道路、湯浅御坊道路又は今治小松道路を連続通行する場合は、高速国道の割引後の算出額、京滋バイパスの割引後の算出額、広島岩国道路の割引後の算出額、江津道路の割引後の算出額、高松東道路の割引後の算出額、湯浅御坊道路の割引後の算出額及び今治小松道路の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

ハ 適用する期間

平成２０年１０月１４日から平成２１年９月３０日までとする。

休日昼間割引

イ 割引をする自動車

(１) イ(イ)に定める対距離制を適用する区間、広島岩国道路、安来道路、江津道路、高松東道路、湯浅御坊道路、今治小松道路又は京都縦貫自動車道(ただし、京都縦貫自動車道については、平成２０年１１月１５日以降に当該道路を通行する場合に限る。)のうち、１００キロメートル以内の区間(距離を算出するに当たっては、別添３に定めるインターチェンジ相互区間のキロ程に、別添５に定める道路の路線区間のキロ程を合算するものとする。)を通行し(別添２に定める区間のみの通行を除く)かつ、ハに定める期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和２３年７月２０日法律第１７８号)第３条に定める休日の午前９時から午後５時までの間に料金所を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ただし、上記の自動車(２会社が適用する休日昼間割引を含む。)の適用を２回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行するときを除く。

なお、次に掲げる場合については、本割引の適用を１回の適用とみなし、京都縦貫自動車道の通行については、本割引の適用回数に含めないものとする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に(１)ロに定める均一制を適用する区間を含む場合。

中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路、中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジと安来道路又は中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジ、安来道路及び中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジを連続して通行する場合。

四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと四国横断自動車道内海大洲線の大洲北只インターチェンジを連続して通行する場合。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、(1)イ(イ)に定める対距離制を適用する区間の通行料金、広島岩国道路の通行料金、安来道路の通行料金、江津道路の通行料金、高松東道路の通行料金、湯浅御坊道路の通行料金、今治小松道路の通行料金又は京都縦貫自動車道の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と広島岩国道路、江津道路、高松東道路、湯浅御坊道路又は今治小松道路を連続通行する場合は、高速国道の割引後の算出額、広島岩国道路の割引後の算出額、江津道路の割引後の算出額、高松東道路の割引後の算出額、湯浅御坊道路の割引後の算出額及び今治小松道路の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

また、別添2に定める区間を含む通行については、下記の計算式により算出された額に、1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)を乗じた額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$(LR + L_1R_1 + 150) \times 0.5 + L_2R_2$$

(注)上記式においてL、L_n、R及びR_nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L:(1)イ(ロ)Bに定める区間を除く普通区間のインターチェンジ相互区間のキロ程(単位:キロメートル)

L₁:関門特別区間又は(1)イ(ロ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)

L₂:大都市近郊区間のインターチェンジ相互区間のキロ程(単位:キロメートル)

R:(1)イ(ロ)Bに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R₁:関門特別区間又は(1)イ(ロ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R₂:大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

ハ 適用する期間

平成20年10月14日から平成21年9月30日までとする。

割引相互間の適用関係

イ障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、ETC前納割引又はETC連続利用割引に限るものとし、ETC連続利用割引については障害

者割引を適用する前の料金に対して割引を適用し、マイレージ割引及びE T C前納割引については障害者割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

ロ一の通行が深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日深夜割引又は休日昼間割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引、深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、E T C連続利用割引、乗合型自動車（定期路線）割引、平日夜間割引、平日深夜割引及び休日昼間割引相互間の重複適用関係は別添6のとおりとする。

別紙7中、別添6を次のとおり改める。

別添6

障害者割引を除く割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ											
大口	×	大口										
前納	×	×	前納									
深夜				深夜								
通勤				×	通勤							
早朝				×	×	早朝						
三線							三線					
路バス	×		×					路バス				
平夜				×	×	×			平夜			
平深				×	×	×			×	平深		
休昼				×	×	×		×	×	×	休昼	

(注)「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「早朝」、「三線」、「路バス」、「平夜」、「平深」及び「休昼」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引、深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、E T C連続割引、乗合型自動車（定期路線）割引、平日夜間割引、平日深夜割引及び休日昼間割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、 の重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	E T C連続利用割引
2	深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日深夜割引又は休日昼間割引
3	乗合型自動車（定期路線）割引
4	マイレージ割引、大口・多頻度割引又はE T C前納割引

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 0 年 1 0 月 7 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

西日本高速道路株式会社
代表取締役会長 石 田 孝